



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第562号 令和5年3月20日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
89	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課
90	家畜伝染病予防法の規定による監視伝染病に関する検査を実施する件	畜産振興課
91	家畜伝染病予防法の規定に基づき豚熱予防液の注射を命ずる件	同
92	土地改良事業計画を定めた件	農山漁村振興課

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
26	令和5年4月9日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付の場所を告示する件	
27	令和5年4月9日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における立候補の届出の受付の順序を定める方法を告示する件	
28	令和5年4月9日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる最初の日を定める件	

### 【労働委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	徳島県労働委員会のおっせん員候補者を告示する件	

【海区漁業調整委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1		漁業法の規定による公聴会の日時等を定める件	

【内水面漁場管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1		漁業法の規定による公聴会の日時等を定める件	

徳島県告示第八十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 N・(四・フルオロフェニル)・N・「一・(二・フェニルエチル)ピペリジン・四・イル」フラン・二・カルボキシアミド（通称 para-Fluorofuranylfentanyll、四F・furanylfentanyll、四F・Fu・F）及びその塩類
- 2 化学名 N・エチル・N・メチルトリプタミン（通称 MET）及びその塩類
- 3 化学名 (八R)・N、N・ジエチル・六・メチル・一・ペンタノイル・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一V・LSD）及びその塩類

- 4 化学名 一・「一・(三・メチルフェニル)シクロヘキシル」ピロリジン（通称 三・Me・PCPY、三・methyl・PCPY、三・Merolicyclidine、三・methyl・rolicyclidine）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和五年三月二十日

徳島県告示第九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、監視伝染病に関する検査を次のとおり実施する。  
令和五年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の目的	監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
監視伝染病の発生を予防又は予察	ブルセラ症	県下一円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入牛（種付けの用又は搾乳の用に供するものに限る。）</li> <li>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（ただし、過去に検査したものを除く。）</li> <li>3 その他所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する牛</li> </ol>	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日	エライザ法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
結核	ヨ－ネ病	同	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛</li> <li>2 1の牛と同一施設内で飼育している牛</li> </ol>	同	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
		鳴門市、小松島市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、那賀郡、海部郡、板野郡及び三好郡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</li> <li>2 1の牛と同一施設内で飼育している牛</li> <li>3 公共放牧場に放牧する牛</li> <li>4 受精卵の採取の用に供する牛</li> </ol>	同	スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査、ヨ－ニン検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
		県下一円			

<p>伝達性海綿状脳症</p>	<p>同</p>	<p>1 月齢が満九十六月以上の死亡した牛の死体、月齢が満四十八月以上の起立不能を示した牛の死体及び全月齢の伝達性海綿状脳症を疑う症状のあった牛の死体。ただし、(1)から(4)までに該当する場合を除く。  (1) 地理的条件により検査が不可能であると知事が認めた場合  (2) 災害等により死体が破損し、又は紛失した場合  (3) 病性鑑定を行った結果、検体が確保できなくなった場合  (4) 死体の移動、移入又は移出が禁止され、又は制限されている場合  2 月齢が満十八月以上の死亡しためん羊及び山羊</p>	<p>令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>エライザ法による検査、疫学的検査及び臨床検査</p>
<p>オーエスキー病</p>	<p>同</p>	<p>5 共進会等の衛生対策要領に基づく検査を必要とする牛  6 徳島県外導入牛防疫対策要領に基づく検査を必要とする牛  7 徳島県牛ヨ―ネ病防疫対策実施要領に基づく検査を必要とする牛  8 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの</p>	<p>令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日</p>	<p>ラテックス凝集反応検査</p>
		<p>所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚</p>		

腐蛆病 <small>モ</small>	鳥マイコプラズマ症	豚熱	アフリカ豚熱	高病原性鳥インフルエンザ	低病原性鳥インフルエンザ	家きんサルモネラ症 (ひな白痢に限る。)	アカバネ病	チユウザン病	アイノウイルス感染症
同	同	同	同	同	同	同	同	同	
所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する蜜蜂	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する鶏	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚及びいのしし	同	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する鶏	種卵の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの	前年の夏を越していない牛であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの			
同	同	同	同	同	同	同	令和五年六月一日から同年十二月三十日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日		
臨床検査及び細菌検査	急速凝集反応検査	エライザ法による検査、中和試験、PCR検査、蛍光抗体法による検査及びウイルス分離検査	PCR検査	エライザ法による検査、寒天ゲル内沈降反応検査その他必要な検査	急速凝集反応検査、試験管凝集反応検査及び細菌検査	臨床検査及び血清学的検査			

徳島県告示第九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、次の三に掲げる家畜の所有者又は管理者に対し、次のとおり豚熱予防液の注射を受けるべきことを命ずる。

令和五年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 実施の目的  
豚熱の発生を予防するため
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚及びびいのしし
- 四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日
- 五 注射の方法等
  - 1 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
  - 2 注射した豚及びびいのししには標識を付する。

徳島県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年三月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

田野地区

二 申請人

小松島市田野町字高田二七〇番地の二 豊田正博ほか十二名

三 縦覧期間

令和五年三月二十七日から

令和五年四月二十四日まで

四 縦覧場所

小松島市役所

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

令和五年四月九日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付は、次に掲げる場所において行う。

令和五年三月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	場 所	
	午前八時三十分から午前十時まで	午前十時から午後五時まで
徳島	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 サークル室	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
鳴門	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
小松島・勝浦	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
阿南	阿南市富岡町あ王谷四六 徳島県南部総合県民局阿南庁舎内 大会議室	阿南市富岡町あ王谷四六 徳島県南部総合県民局阿南庁舎内 大会議室
吉野川	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第二会議室	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
阿波	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第二会議室	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
美馬	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎内 中会議室	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎内 中会議室
三好第一	三好市池田町マチ二四一五番地 徳島県西部総合県民局三好庁舎内 大会議室	三好市池田町マチ二四一五番地 徳島県西部総合県民局三好庁舎内 大会議室

三好第二	板野	海部	那賀	名西
德島県西部総合県民局三好庁舎内 大会議室	三好市池田町マチ二四一五番地 德島県職員会館内 視聴覚室	德島市万代町三丁目五番地三 德島県南部総合県民局美波庁舎内 一〇一会議室	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ六四・一 德島県南部総合県民局那賀庁舎内 大会議室	德島市万代町三丁目五番地三 德島県職員会館内 視聴覚室
三好市池田町マチ二四一五番地 德島県西部総合県民局三好庁舎内 大会議室	三好市池田町マチ二四一五番地 德島県庁内 德島県選挙管理委員会委員室	德島市万代町一丁目一番地 德島県南部総合県民局美波庁舎内 一〇一会議室	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一 德島県南部総合県民局那賀庁舎内 大会議室	德島市万代町一丁目一番地 德島県庁内 德島県選挙管理委員会委員室

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

令和五年四月九日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における立候補の届出の受付は、選挙の期日の告示の日の午前八時三十分現在において、次に掲げる場所に到着している者に限り、くじでその順序を定める。

令和五年三月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	場 所
徳島	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 サークル室
鳴門	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室
小松島・勝浦	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室
阿南	阿南市富岡町あ王谷四六 徳島県南部総合県民局阿南庁舎内 大会議室
吉野川	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第二会議室
阿波	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第二会議室
美馬	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎内 中会議室
三好第一	三好市池田町マチ二四一五番地 徳島県西部総合県民局三好庁舎内 大会議室
名西	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 視聴覚室
那賀	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ六四・一 徳島県南部総合県民局那賀庁舎内 大会議室
海部	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一 徳島県南部総合県民局美波庁舎内 一〇一会議室
板野	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 視聴覚室
三好第二	三好市池田町マチ二四一五番地 徳島県西部総合県民局三好庁舎内 大会議室

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、令和五年四月九日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における候補者が徳島県議会の議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年徳島県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に同法第百四十二条第一項第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和五年三月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和五年三月三十一日

徳島県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき次の者を徳島県労働委員会のおつせん員候補者として、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により告示する。

令和五年三月二十日

徳島県労働委員会会長

豊 永 寛 二

徳島県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和五年三月九日現在）

氏名	現 職	略 歴
豊永寛二	弁護士	徳島県労働委員会委員（八期・現）
島内保彦	弁護士	徳島県労働委員会委員（七期・現）
真鍋 恵美子	公認会計士	徳島県労働委員会委員（三期・現）
永本能子	弁護士	徳島県労働委員会委員（二期・現）
宮本 世志美	特定社会保険労務士	徳島県労働委員会委員（一期・現）
小合弘人	U Aゼンセン徳島県支部長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
大谷 竹人	日本労働組合総連合会徳島県連合会会長	徳島県労働委員会委員（現）
岡 美由紀	情報産業労働組合連合会徳島県協議会議長	徳島県労働委員会委員（現）
森本 光	全徳島建設労働組合書記長	徳島県労働委員会委員（現）
中村 孝雄	株式会社旭木工代表取締役社長	徳島県労働委員会委員（三期・現）
坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
中村 晃子	丸豊保険サービス株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	徳島県労働委員会委員（現）
小濱 晃子	株式会社T B B取締役	徳島県労働委員会委員（現）
春木 尚登	労働委員会事務局長	
頭師 正彦	労働委員会事務局次長	
岩田 美穂	労働委員会事務局調整課長	
岡久 正治	労働委員会事務局審査課長	

徳島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、次の一のとおり公聴会を開催し、「徳島海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等」を次の二により一般の縦覧に供する。

なお、公聴会で意見を述べようとする利害関係人は、住所、氏名又は名称、年齢、職業（漁業者の場合は従事する漁業）、当該事案に関して利害関係を有する理由及び意見の要旨を令和五年四月七日午後三時まで書面をもって当委員会事務局へ提出しなければならぬ。また、代理人が意見を述べる場合は、代理人であることを証する書類を提出すること。

令和五年三月二十日

徳島海区漁業調整委員会

会長

岡本

彰

一 公聴会

1 日時 令和五年四月十四日

午後二時から午後三時まで

2 場所 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁六階 海区漁業調整委員会室

3 案件 徳島海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等

事項等

二 徳島海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等の縦覧

1 縦覧期間 令和五年三月二十日から四月五日まで

但し、徳島県の休日を含め定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く

2 縦覧時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 縦覧場所 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁六階 海区漁業調整委員会室

徳島県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項の規定により、次の一のとおり公聴会を開催し、「徳島県内水面における区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等」を次の二により一般の縦覧に供する。

なお、公聴会で意見を述べようとする利害関係人は、住所、氏名又は名称、年齢、職業（漁業者の場合は従事する漁業）、当該事案に関して利害関係を有する理由及び意見の要旨を令和五年四月七日午後三時までに書面をもって当委員会事務局へ提出しなければならぬ。また、代理人が意見を述べる場合は、代理人であることを証する書類を提出すること。

令和五年三月二十日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長

野口

修司

一 公聴会

- 1 日時 令和五年四月十三日  
午後二時から午後三時まで
- 2 場所 徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県庁六階 内水面漁場管理委員会室
- 3 案件 徳島県内水面における区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等  
について
- 二 徳島県内水面における区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等の縦覧
- 1 縦覧期間 令和五年三月二十日から四月五日まで  
但し、徳島県の休日を含め定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く
- 2 縦覧時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 縦覧場所 徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県庁六階 内水面漁場管理委員会室